



更 正 決 定

控訴人・附帯被控訴人 株式会社セレマ
控訴人 株式会社らくらくクラブ
被控訴人・附帯控訴人 特定非営利活動法人京都消費者ネットワーク
ほか 9名

上記当事者間の平成24年(行)第281号解約金条項使用差止請求、解約金請求、解約金返還請求、不当利得返還請求控訴事件、同年(行)941号同附帯控訴事件につき、当裁判所が平成25年1月25日に言い渡した判決に対して、控訴人らから同判決の更正決定の申立てがされたので、次のとおり決定する。

主 文

1 上記判決の主文1(1)項中、「14.27円に契約年数を掛けた金額」とあるのを、「14.27円に契約月数を掛けた金額」と更正する。

- 2 [REDACTED]
- 3 [REDACTED]
- 4 [REDACTED]
- 5 [REDACTED]
- 6 [REDACTED]
- 7 [REDACTED]
- 8 [REDACTED]

9 [REDACTED]

10 [REDACTED]

11 [REDACTED]

12 [REDACTED]

This image shows a document page that has been heavily redacted. There are approximately 18 horizontal black bars of varying lengths and positions, covering most of the page content. On the far left edge, there is a small, vertical grid of characters, likely a portion of the original text that remained unredacted.

13 上記判決の46頁19行目から20行目における、「14.27円に契約年数（1年未満は切り捨て）を掛けた金額」とあるのを、「14.27円に契

約月数（1月未満は切り捨て）を掛けた金額」と更正する。

理 由

上記更正に係る箇所には、前記判決別表2の「1件月当たり」欄に記載されている互助会員に対するニュース及び入金状況通知の作成・送付費用（1件月当たりの金額）につき、1年当たりの金額と誤記して、金額を計算した明白な誤りがある。よって、主文のとおり決定する。

平成25年2月5日

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 山 田 知 司

裁判官 水 谷 美 穂 子

裁判官 和 久 田 道 雄

これは正本である。

平成 25 年 2 月 5 日

大阪高等裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 堀 内 研

